令和3年9月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月14日
（２）事業者の氏名又は名称	千葉海浜交通株式会社（法人番号：9010601012987）　代表者　新井　靖彦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1 （高浜営業所）　千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　60日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和2年6月11日及び令和2年6月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)乗務等の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項等不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年9月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月14日
（２）事業者の氏名又は名称	第二観光株式会社（法人番号：8050001009417）　代表者　湯原　力
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県土浦市荒川沖字西裏474-1 （本社営業所）茨城県土浦市荒川沖字西裏474-1　1F
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　80日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和2年12月22日及び令和3年2月9日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　8点 当該事業者の累積点数　8点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年9月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月14日
（２）事業者の氏名又は名称	平井交通有限会社（法人番号：6070002021511）　代表者　冨川　千恵美
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県伊勢崎市平井町1085 （本社営業所）　群馬県伊勢崎市平井町1085
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　155日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和2年12月22日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　16点 当該事業者の累積点数　31点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)